

給付金給付事業

問 コロナ禍の影響が長期化する中、低所得世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付して生活の支援を行う事業とのことであるが、令和3年度に臨時特別給付金を受給した世帯は対象外となるのか。

答 令和3年度分の給付金を受給されている世帯は対象外である。対象となるのは、令和4年度分の住民税均等割非課税で令和3年度分の給付金を受給されていない世帯、または、令和4年1月以降に家計が急変して住民税非課税相当の収入になった世帯のいずれかに該当する世帯である。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

問 住民税非課税世帯等臨時特別給付金とのすみ分けはできているのか。また、双方の事業において重複して受給することは可能なのか。

答 本事業は、あくまでも子育て世帯を対象として、特別給付金を給付するものである。また、双方の事業においては、各々の支給要件を満たせば、重複して給付金を受給することが可能である。

子育て世帯配食支援事業

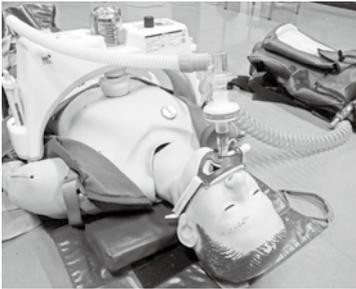
問 弁当等の配布により子育て世帯を支援する団体等に対して、その費用を補助することであるが、パントリー形式で配食する場合も補助対象となるのか。また、今後本事業を継続していくのか。

答 パントリー形式であっても補助対象となる。また、今後の必要性については、総合的に検討していきたい。

自動式心マッサージ器強化事業

問 救急車両に積載している自動式心マッサージ器の動力源となる酸素ボンベ4本を予備として追加購入することだが、これにより、ボンベの充填作業中でも救急活動に支障がないということか。

答 追加購入より、救急活動に十分対応できると考える。



自動式心マッサージ器と酸素ボンベ

一般質問



専用アプリで読み取ると議会中継がご覧いただけます。

一般質問とは、議員が市政全般にわたり、市長をはじめとする執行機関に対し、事務の執行状況や将来の方針等について質問したり、説明や報告を求めたりするものです。

6月定例会では16人の議員が一般質問を行いました。各議員の主な質問は次のとおりです。

詳細は次の方法によりご覧ください。

◆インターネット議会中継

市議会の様子（生中継・録画放映）をパソコンやスマートフォンでいつでもご覧いただけます。

◆会議録

冊子は市役所市政情報コーナー、図書館でご覧いただけます。なお、会議録はインターネットでもご覧いただけます。

※6月定例会の会議録は9月に発行予定です。



ジェンダー（社会的性差による男女格差）平等への市の取り組みは
村田秀夫（日本共産党）

問 ジェンダー平等への市長の認識と基本姿勢は。

答 我が国においては依然として社会進出における男女の格差が存在し、本市においても例外ではない。引き続きジェンダー平等に資する各種施策に努めていく。

問 本市ではなぜ女性の管理職、役付き職員が増えないのか。

答 本市の主査級以上の女性職員の割合は約13.1%で、昨年比で約0.5%の減である。増えない要因としては、業務における負担の増加や責任の度合いが重くなる、育児や介護等の生活環境の変化などが考えられる。

問 女性役付き職員を増やしていくための具体的な対策は。

答 主査級への昇任に当たり、今年度は新たに行政経験を生かした選考による登用を実施した。ま

た、女性管理職員が講師で若手女性職員を対象に、キャリアデザイン研修を実施し、意識の醸成を図っている。仕事と育児・介護の両立を支援する冊子を作成し、男性の育児休業等の取得で生活環境の変化に対応できるように制度を周知している。

問 会計年度任用職員は全て短時間勤務で、大半が女性である。賃金は一般的な事務では時給千円に満たない。市が低賃金のパート労働を作り、その結果400人を超える家計補助的な女性労働者を生み出している。この様なジェンダー構造を変えていくべきでは。

答 会計年度任用職員の規定が整備され、令和2年度から現在の制度が導入されている。給与水準については常勤職員、民間企業の状況を考慮し、適宜見直していく。